



Title	カルト問題と社会秩序(1) : 麻原判決とオウム報道
Author(s)	櫻井, 義秀
Citation	文学研究科紀要, 114, 163-221
Issue Date	2004
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/1006
Type	article (author version)
File Information	bungaku114.pdf



[Instructions for use](#)

1 はじめに

本稿の目的は、2004年2月27日、オウム真理教（現アーレフ）教祖であった松本智津夫（麻原彰晃、以下では麻原）被告に下された死刑判決と、それをめぐるメディア報道を考察することである。1995年の地下鉄サリン事件後、数年間は膨大なオウム報道がなされたが、近年、オウム事件、宗教問題の事件報道は、刑事事件関係者の裁判結果を紹介する程度であった。メディアは、数年ぶりにオウム問題を総括或いは回顧展望するイベントとしてこの度の麻原判決を位置づけたようである。裁判前後の数週間、新聞・雑誌、テレビ、インターネットにおいて、判決への予測、内容に対する評価が論じられた。

このような報道は単にメディアの視点を示すのみならず、日本社会がオウム事件を含むカルト問題をどのように受容してきたのかを示す資料になる。判決をめぐる報道の中で、何が主要な問題として取り上げられ、克明に語られ、或いは、何が語られなかったのかを明らかにすることで、カルト問題の社会的構築の過程を示したいと考える。

近年、英米の宗教社会学では、新宗教の生起に伴う個別教団の逸脱・病理的行動という観点からカルト問題を捉えることに否定的である。むしろ、教団と社会との対立構造や、当該教団、メディア、政府機関、関係者を含む反カルト運動、或いは人権団体等の仲介集団から構成される複数のアクターが交渉する過程を分析することが主流である（櫻井、2004b）。もちろん、このようなパースペクティブを採用する文化的背景として多文化主義があり、一般社会から問題視される宗教観・行為、家族・コミュニティ関係等をも容認し、可能な限り社会的統制は加えるべきではないというリバタリアンの志向がうかがえる。オウム問題もこの観点から考えれば、現在の信者には極力信仰生活を保障すべきという考えになり、実際、そのような意見も一部の識者に見られる。過度の統制を懸念しながらも地域住民の不安を解消せよと政府（或いは社会に）に期待する折衷的な議論も少なくない。

カルト問題の構成を論じる理論的含意と社会的問題意識については稿を改めることにし、本稿では、カルト問題を通して現れる社会的規範や秩序観を描出することに分析をとどめたい。論述の順序として、まず、判決文と弁護団の最終弁論書によりながら、検察と弁護側の対立点を説明し、麻原裁判において、どのような教祖・弟子、教団像が描かれ、一連の犯行との関係が説明されてきたのかを見ていこう。次いで、判決報道の特徴をメディアごとに説明し、最後に、オウム問題或いはカルト問題の記述のされ方から、現代日本の社会的秩序観の一部を明らかにしようと思う。もちろん、マスメディア情報の分析だけでは、一般市民の意識を直接分析したことにはならない。しかし、メディアの情報の出し方は、高踏的なものもあるが、大半は一般社会の関心に合わせて紙面を構成していると思われる。従って、オウム問題を含むカルト問題を現代の日本社会がどのように扱おうとしているのかを知る上で、新聞・雑誌の紙面編成の分析でも妥当な考察が可能である。

2 麻原判決（東京地裁）及び弁論側書面の特徴と論点

平成7年第141号他、殺人・殺人未遂・死体損壊・逮捕監禁致死・武器等製造法違反・殺人予備に関わる松本智津夫被告に対する東京地裁の判決文と、弁護団の最終弁論書面を比較検討してみると、一連のオウム事件に対する司法的判断や法律論的問題構成の特徴が浮かび上がる。

2-1 共通点と派生的問題

オウム事件は宗教集団が起こした未曾有の犯罪であるが、実行犯の心理を個人の悪意や身勝手さから説明するのか、宗教的心理という平常な心理とは異なるものとして特別に説明するのかで全く違った問題の構成になる。このことは、組織における上下の関係や集団的圧力の性質にも言えることであり、上位者からの命令が限定的なものか、非限定的なものか、抗えるものか絶対的なものであったのかという差になる。不可抗力性を強調すれば「マインド・コントロール」という議論に関わってくるが、そこまで言わずとも宗教的言説の影響力や宗教的地位・階梯の権威、教団組織の圧力といった宗教固有の問題を事件の解明に加味するか否かで、オウム事件は全く違った様相を見せるものになる。

結論から言えば、判決も弁論も宗教的要素を正面から扱っていない。判決の特徴は、オウム犯罪の「淵源」は松本被告個人の「空想虚言」と「自己を提示し人を支配しようとする欲望」と断定し、「宗教団体の装いを隠れみものとして都合のよいようにねじ曲げた宗教の解釈で犯行を正当化しつつ更に凶悪化させていった」という判断にあった。つまり、宗教的情熱・信念体系から一連の凶悪な事件が生まれたわけではない。個人の野心、恣意によるというわけである。被告を弁護する弁論書の論理も同じである。

本来、麻原は「独自性はあるものの特異なものではない」宗教思想と修行方法をあみだし、教団を形成したのであるが、高弟達は麻原の宗教思想の真意を組むことなく、「被告人をシヴァ神の化身として祭り上げ、高弟達が被告人の声・意思を代弁する仲介者として君臨する」ことを目指した。その結果、「高弟達の剥き出しの願望、欲望、欲求、個人的な意欲があたかも被告人の意思であるかのように受け止められ、それが組織の方針・決定として機能し始め、一連の事件が惹起されていったのである。」要するに、御神輿に乗った教祖は宗教者であったが、弟子達は単なる犯罪者であったというのが弁論書の議論である。

双方とも、宗教的信念のゆえの犯行という動機や心理状態を見ていない。宗教的説明は犯行の正当化として使われていたに過ぎないとみなす。被告や実行犯は何ら必然性のない状況で、恣意的に悪意により犯行を重ねたという説明によって、被告や実行犯に明確な意志があり、それゆえ責任能力もあったという議論を展開する。犯行を裁くという問題構成上、そのように考えるのは法律論としては当然といえようが、それは、実行犯はもとより、

関係者や宗教研究者の実感から離れた結論のように思える。「聖なる狂気」が教祖にあり、その評価は別として、それは単なる個人的野望の充足とばかりもいえないのではないかと中沢は繰り返し語ってきた（中沢 1995）。また、藤田は、弟子達が「靈的支配」を受けて自分の意志ではどうにも抗いがたい状況におかれていたのではないかという（藤田 2004）。つまり、オウムの宗教的教説と教団組織が生み出した磁場のようなものに教祖と弟子達がとらわれてしまったがための一連の犯罪であったと言えなくもない。このような疑問が、宗教研究者や関係者から繰り返され、オウムの犯罪は十分な解明がなされなかったという印象を残しているように思える。

しかし、事件の真相は一つであるにしても、その究明には解釈が入らざるを得ない。オウム事件を宗教的動機と背景からなされた犯罪と見ることも可能だし、宗教的粉飾を施しているが、悪意と欲得、利害関係が生み出した犯罪と見ることも可能である。教祖と実行犯であった弟子達にどちらの要素がどの程度あったのか、証言だけから明らかにすることには限界があろう。おそらくは、どちらの要素もあり、その事件ごと、状況ごとに当人達の心理状態や状況の拘束力は異なっていたと思われる。その時点ごとに彼等は彼等なりの論理で判断して行動していたのである。

ところで、個人の恣意的な犯行という観点で詰めていけば、一連の事件の実行犯及び指示を出した教祖の行為は一般の犯罪として扱うことが可能になる。そして、違法行為にのみ刑事罰を科すことで、オウムの教説や修行方法、教団組織そのものへの包括的な判断や対処は別の問題とすることができる。このことは二つの派生的効果や問題を生むことになる。

第一に、オウム（現アーレフ）には団体規制法による保護観察の処分が継続されているとはいえ、彼等の宗教活動を認めることで信教の自由を守るというリベラルな司法の立場を維持できる。同じ教団であろうが、アーレフという新生教団であろうが、実行犯の弟子達・教祖と、一般信者は違うのであり、オウム＝社会悪という差別は根拠がないということである。彼等の人権を守り、共存の道すら模索するべきというリベラルな意見も出てくるであろう。

しかし、このような考えはおそらく、一般の人々の実感からはかけ離れている。理屈ではそうであってもどこかおかしいという感覚を持つであろう。私はこれを根拠のない話とは考えていない。「極限ともいふべき非難に値する」犯行をなした首謀者と共犯者を断罪すれば、現存する教団組織に問題はないと言えるのか。「死刑判決を胸に刻み、二度と同様の過ちを繰り返さないよう、信者一同深く決意するとともに、その思いを胸に込めて、より一層の被害者賠償に努めさせていただくことをお誓い申し上げます。（アーレフ 3月 20日公式コメント）」道義的責任を謝罪として表明し、被害者への弁済を独自の事業収益から少しなりとも返済しているアーレフに、もはや危険行為・違法行為の蓋然性はないとみなせるのか。

彼等は依然として開祖の麻原彰晃を崇拜し、教義・儀礼・修行方法は従前のものと殆ど

変わらないということが関係者や脱会者によって報告されている。こうした宗教集団に危険や不安を感じて、彼等の集団居住を頑なに拒み続ける地域社会は、信教の自由や人権への配慮が乏しいのであろうか。或いは、オウム的なものを排除するという社会の風潮は寛容さを失った日本の姿なのか。オウム報道への解説の中に少なからずこのような見解が見られた。

こうした一見リベラルな物言いは所詮、高みの見物でしかない。アーレフが隣組になり、布教活動も行うとしたら、それを認めるのか。自分の関係者、家族、友人、若い学生等々が入信したとしたら、脱会を促さないのか。彼等の信教の自由、自己決定を尊重するのか。これが第二の派生的問題である。

2-2 麻原弁論の論理

既に述べたように判決では、全ての事件に関して麻原の指示が実行犯に下ったものと認定した。判決内容、及びそれに対する識者、関係者のコメントは新聞等で報道されているので繰り返さない。それに対して、麻原弁護団の渡辺脩が、弁論書の内容を要約して『麻原を死刑にして、それで済むのか?』（渡辺、2004）を著している。しかし、ここでは弁論書本文に即して弁論の特徴を述べてみたい。この節における引用は、特別な中期をしない場合、全てこの弁論書である。

弁論の骨子は、教祖御神輿論と弟子暴走論の接合である。そのために、総論部分で教祖麻原の宗教者としての人格の高潔さ、教えの水準の高さと、弟子達の宗教人らしからぬ身勝手さ、狡猾さとの甚だしい対比を行っている。弁護団は被告個人を弁護するのが役割であり、弟子達を弁護するわけではないから、被告にとって最大限有利な論理を組み立てるのは当然である。

構成としては、まず、弁護団は被告の教祖としての社会的責任と犯行における謀議責任の峻別を求める。麻原に一連の事件に関わる責任がないとは言えないが、共同正犯であることの立証は厳密であるべきなのに、謀議に関わる証拠が弟子達の証言以外に見あたらないことに問題があるという。各論部分で謀議の証拠が不十分であるだけでなく、指示の動機すら被告になかったことを論証していく。

総論の最初の部分は、オウム真理教が立派な宗教であるという論証である。「弟子達はもちろんのこと、高名な内外の宗教者、宗教学者達（島田裕巳、山折哲雄、中沢新一等）は、被告人がいかにも本物の宗教者であり、卓越した修行者であることを言を尽くして述べていた。」とりわけ、中沢新一は、オウムが諸刃の剣ともなる「日本宗教に欠けていた聖なる狂気を持っていた」ことを評価する一方で、「国家と同じ組織を持つてばとんでもない方向に向かう」可能性も示唆していたという（中沢 1989）。弁護団はヨーガサークルという原初的教団と発展型としてオウム真理教との乖離こそが問題の根元という構図の正当化に中沢の所論を使った（註1）。「信者の一人一人が修行することによって、真理であるシヴァ大神と直接に一体になることを目指した教団も、もしその幹部が、被告人をシヴァ神の化身として

祭り上げ、幹部が被告人の声・意志を代弁する仲介者として君臨するならば、すべてがとんでもない方向に変化をし始めるのである。」

もちろん、中沢は弁護団の御神輿説は採用していない。方向を変えたのは麻原であったと1995年に述べている（中沢、1995）。覚醒する、悟りを得るためには、指導するグルと求道者の弟子との合力が必要であり、それがチベット密教の教えである。しかし、麻原は教団の効率的な拡大を考えたために、グルの脳波（ヘッドホンや甘露水）やDNAのコピー（初期の特殊なドリンク等）により大量の解脱者を複製するという電子技術のアナロジーを修行方法に持ち込んだ。その結果、グルは唯一真理という大量のデータ保持者となり、部分的真理データ保持者である高弟が次に、データのない一般信者が最下位にという階梯が組織に発生し、教祖の絶対的権力が発生したのではないかと中沢は明言している。高弟が教祖をないがしろにできるわけがないにもかかわらず、弁護団は麻原一人を善意の宗教者に仕立て上げようとした。

弁護団は『ザ・超能力秘密の開発法』（麻原、1985）『生死を超える』（麻原 a、1986）『イニシエーション』（麻原 b、1986）といった教団出版物を引用し、麻原の宗教者としての力量を評価した。曰く、「被告人自身が自らの教えの徹底した実践者であったこと、言い換えれば本物の宗教者として周囲の人間を圧倒させる力があったからこそ、絶大な帰依を集めていたのである。単なるパフォーマンスではこうした帰依を持続させることはできない。」

麻原は、「核戦争を予言するだけでなく、それを防ぐ平和的方法を説いていたのである。」

カギュー派に伝わる無理難題を出して弟子を試す方法であった「マハームドラーとは、結果のでるでないにかかわらず、被告人から与えられた課題を心を動かされることなく、実行することで、自己の煩悩を滅尽」するものであり、「課題を与えられた時点やその後に被告人に対して疑問が生じ心を動かしてしまった場合には、被告人に対する帰依が薄いことを自覚させることが出来る」というものなのであって、けして麻原への忠誠を誓わせる「マインド・コントロール」の手法でも、踏み絵でもないのだという。

ヴァジラヤーナの殺人教義と言われたポアも、高い世界に導くという聖者達の行いについての解説であり、「被告人の説く教えの中には、殺人という意味が全く含まれていない。」それを弟子達が誤解した。例えば、「岡崎は、被告人の説法の真意を探求しようともせず、周囲に対しても、そんなことは全部『虹の階梯』（中沢、1981）に書いてあるよと、嘯っていたほどで、被告人の真意とは異なり、ポア＝殺人という考え方をもち続けていた。」しかし、教団刊行の修行テープに「ヴァジラヤーナ」（作成年不明）という麻原の説法があり、その中で殺人は言っていないが、「目的達成のためには手段を選ばないぞ」と3回叫んでいるのはどういうわけなのか。判決でも述べているように、「高弟達は人々の魂の救済為には手段を選ばないという、誤ったタントラ・ヴァジラヤーナの解釈の下に行動するようになった」のは、麻原の1988-89年に行われた一連の説法に由来していることは、説法集に明らかである（註2）（宗教法人オウム真理教、1994-5:22）。

オウムの財施獲得の強引な手法も「布施は教団を維持するために、また、布施により信

者が功德を得るために、或いは布施によって執着心を捨てるために、現実的にも宗教的にも当然要請され、かつ重要な意義を持っていた」とみなされるべきとする。それでは、なぜ教団成立初期の麻原 DNA 入りドリンク販売等の資金獲得方法に坂本弁護士が抗議し、命を落とさなければならなかったのか。

このように、弁護団の教義説明は教団本を額面通りに受け取っただけである。新宗教に限らず、どのような歴史的制度宗教においても、教典/経典となった教義と現実の場面で適用される実践的信仰の教義解釈には差異がある。オウムで問題になったのは前者ではなく後者である。教団出版物にどのようなことが書かれていようと、弟子達が解釈した教えの中身と彼等が付度した教祖の意志こそが、裁判の場で問題とされたオウムの教義なのである。弁護団は「被告人の教え、説法については、当公判廷で高弟達が様々に語っているが、殆どが被告人の説くところの一部分を抽出したり、自己にとって都合のいいように解釈したり、あるいは理解が不十分であるとしか言いようのないものである」と語る。高弟ですら理解できない教義は一般信者の理解するところではないだろう。そうすると、オウムは教義以外のどのような言説や物理的手段によって信者を獲得していったのか、信者は教えによらずにどのような理由で教団に信者として留まっているのかを別途説明しなければならなくなる。これはオウムが特異な教団であったというだけでなく、教えによって信者を導いていくという麻原の宗教家としての資質・能力を疑わせることにもなり、彼を弁護する方針と齟齬を来している。

弁護団によれば、弟子達が法廷で語った宗教的言説が本来の教義からずれてしまった理由は二つある。一つは「高弟達のそれぞれの立場によって、ある者は検察官に迎合し自己の刑事責任を軽減するために、教義や被告人の説くもの、はたまた被告人自体がことさらに危険なものであったとし、ある者は自己の行為の一種の宗教的正当化として教義自体に救済としての殺人を肯定する考え方を見出し、またある者は自己の行動が教義や被告人と全く無関係であったのに、被告人の指示があったように見せるかけるために教義を利用した」からである。この点は実行犯であった弟子達の公判で明らかにされるべき事柄であるが、それぞれの裁判においても犯罪の実行に関して麻原の指示と弟子達の意志は認められている。

もう一つは、「彼らが教団内で活動していた際にも、被告人の説法・教義の誤解、あるいは意図的な歪曲が横行していた」からである。それは、高弟達の理解能力の問題というよりも彼等の人格の問題であったとされた。「高弟達の中には、もともと被告人の意思などどうでもよいと思っていた人間もいるほか、被告人の意見を一々聞いて判断を仰いで行動するよりも自分で勝手に解釈した被告人の意思に沿うものとして自己の判断で行動したほうが手っ取り早いと考える者も多かった。」一連の事件は「高弟達の剥き出しの願望、欲望、欲求、個人的な意欲があたかも被告人の意思であるかのように受け止められ、それが組織の方針・決定として機能し始めた」ことによるとされる。

さらに、1989年の教団創設期にサンデー毎日がオウム批判記事の連載を始めたり、信者を取り戻そうとする家族の活動などがあつたりしたために、弟子達は「敵対勢力がオウムをつぶそ

うとしているとの共通認識を持ち、敵対勢力と戦わなければならないという確信を生むに至った。「村井、井上、早川はフリーメーソンやユダヤ等の存在と暗躍を被告人に吹き込んだ上、ハルマゲドンが切迫しているという危機感を持って」武装化を教祖に勧め、省庁制が導入されたことをいいことに、体調が悪化し、全体への目配りができない教祖をさしおいて「自己の権力を確保し、或いは伸張させる格好の機会」を利用していったとされた。

ここまでが総論部分の要約である。弁論書の各論では、弟子達の証言の虚言性を執拗に並べ立て、謀議に麻原が加わっていないことを立証する。全ての事件で、麻原は指示を出していない。また、動機の不在（麻原の宗教者としての高潔さとの落差）を述べる。但し、麻原がグルとの合一といった秘儀めかして一部の女性信者と性的な関係をもったことなどは一切言及されず、弟子達へなされた人格的誹謗と好対照をなしている。

各論で注目すべきことは2点ある。第一に、各事件において加害行為と被害行為の因果関係、被害者の存在にも疑問があるとしたことである。例えば、坂本事件において、家族三人の発掘された遺体が三人のものであるという鑑定に疑問を呈した。或いは、サリンプラントにしても、サリン散布にしても、サリンであるという鑑定方法に疑義を呈し、松本サリン事件では、「仮にサリンであったとしても、実行行為と被害者との間の因果関係が不明である」とし、地下鉄サリン事件では、「散布されたものがサリンであることは立証されておらず、本件被害者らがサリンによる被爆の結果死傷したことも立証されていない」とした。

第二に、謀議に関して井上証言を信用できないとしている点である。地下鉄サリン事件に関しては、リムジンで謀議が行われたという井上証言を石川、遠藤他の同情していた高弟達の証言との整合性の点から架空の話とした。また、田口、落田、富田三名の信者殺害や、VXガスによる反対者の襲撃・殺害、假谷事件等について、全て殺害を命じる動機がないとした上で、殺害者の独断であったという。

弁護団は以上のようなA4用紙800枚にわたる論述をした上で、事件解明の責任は警察と検察にあり、1997年の井上証言より沈黙しはじめた被告にはないことを確認した。事件の真相がわからないのは、「警察・検察の捜査が、教団の宗教活動を始めとして、本来、調べるべき基礎的な事実を全部切り捨て、教義を大きく歪曲しながら、事件の筋書きをねつ造し、違法な証拠収集を強行したことに起因したものであり、そこに、警察・検察の誤りのすべての根元がある」という。結論として、麻原は御輿として高弟達に担がれていたに過ぎず、一連の事件は弟子達の独断的暴走であるとして、起訴された13事件全てに被告の指示、謀議等の関与を一切否定したのである。

2-3 判決に見る東京裁判所の判断

判決であるが、弁護人の主張に対する裁判所の判断を各論部分から抜粋してみたい。以下の引用は全て判決文からのものである。

まず、麻原が1989年の世田谷区道場の説法において「成就者が、地獄に堕ちるほど悪行を積んだものを殺して天界へ上昇させた場合、これは立派なポアであり、偉大な功德となる旨述べ、殺人をポアと称し、これを容認する考え方として『ヴァジラヤーナの教え』を用いている」ことを確認し、実行犯はこの考え方に大きく影響されたとしている。

1988年の田口事件では、修行中になくなった信者の遺体焼却作業に関わっていた信者が脱会しようとしたので、口封じに殺害したものであった。ここでは、『田口の遺体を焼却中に、被告人がやってきて、『骨がなくなるまで粉々にできないのか。』などと村井に聞いたことがあった。』という岡崎証言に信憑性ありとした。

1990年の落田事件では、第6サティアンの医務室に入院していた信者の母親を連れて逃げようとした落田氏を捕らえ、「今から処刑を行う。」と言った上で、息子である信者に「ぬぐうことのできないほどの重いカルマを積んでいる。間違いなく地獄に落ちるぞ。おまえは帰してやるから安心しろ。ただし条件がある。それはおまえが落田を殺すことだ。それができなければおまえもここで殺す。」と言って殺害を指示したことが認められた。1993年の富田事件は、スパイ容疑をかけられた信者にポリグラフ検査をして陽性反応が出たことをいいことに、教団は毒ガス攻撃を受けているという話をこしらえようとしたとされる。弟子達に命じて、信者の爪と指の間にまち針を刺し、火かき棒を押し当てるなどの拷問を加え、最終的に絞殺して、遺体をマイクロ波装置で損壊したものであった。殺害の実行犯は弟子達であるが、教祖の指示を教義の実践と理解したのである。

1989年の坂本事件では、謀議の席上、麻原が「今ポアしなければいけない問題となる人物は誰だと思う」という問いかけを弟子達にした後、坂本弁護士の殺人を指示したとされる。坂本弁護士を帰宅途中襲撃する目的で待ち伏せしていた実行犯が、坂本氏を確認できずに弁護士宅に向かい、麻原に指示を電話で仰いだ際に、早川に「家族も一緒にやるしかないだろう」と告げたという。「被告人は、坂本弁護士一家殺害事件後に、実行犯数名が集まり、石井に六法全書の条文を読ませた際に、『指示をしたわしも同じ罪だな。3人殺せば死刑だな。』と言った。」という早川証言の信用性を認めた。母子殺害をためらった信者たちを一步踏み出させたものも、実践的な教義であった。

このように教団内外の反対者を殺害し、教団批判を封殺してきたオウムは、衆生を救済するというマハーヤーナではなく、悪行を積んだ現代人をポアするヴァジラヤーナでいくという方針の下、サリンプラントや小銃製造などの武装化に突き進み、この二点について殺人目的・殺人予備罪の共謀が認められた。このサリンの能力を試そうとしたのが、1994年の滝本弁護士サリン襲撃事件、松本サリン事件であった。信者の脱会カウンセリングをなしていた滝本弁護士の車にサリンを噴霧したのが前者であるが、幸いにも数日の加療で済んだ。後者は、松本市内に教団支部を建設する際地域住民と係争し、地裁が住民よりの判決を出す見込みがあったため、裁判所宿舍めがけてサリン噴霧をなし、一般市民7名を殺害、4名に重篤な傷害を与えたものである。どちらもサリンの被害であったこと、実行犯はサリンの噴霧場所の指定・変更等を麻原から直接受けたことが新實証言等によって確認された。

松本サリン事件以後、教団は神経剤 VX を生成した。そして、信者を保護していた水野氏、教団主催の上九一色体験ツアーに参加しただけでスパイに疑われた濱口氏、息子をオウムから救出したことをきっかけに信者の救出活動をしていた永岡氏に対して、後頸部に注射器で VX をふりかけ、濱口氏を中毒死させ、水野、永岡氏を重体に陥らせた。どの事件についても、弟子達の証言から「ポアしろ」という指示があったことを確認した。教団の信者関係者に対する危害は、1995 年に信者の兄であった假谷氏を拉致し、全身麻酔薬を注射して呼吸抑制、心不全で死亡させた事件に至る。この件も、假谷氏の死体をマイクロ波装置で焼却する役割を誰に任せるかで弟子達が麻原に指示を仰いだ際、「おまえたちでやるしかないんじゃないか」と処理を命じたという。

1995 年 1 月 1 日の読売新聞紙上に、1994 年 7 月に上九一色村で発生した異臭騒ぎに関して、採取された土壌からサリンの残留物が検出され、警察が松本サリン事件との関連から捜査に乗り出したことが報じられた。教団に捜査が及ぶことを警戒して、麻原はサリンプラントを停止させ、シヴァ神をまつる神殿に擬装することを命じたほか、強制捜査の X デーを避けるために地下鉄電車内にサリンを散布し、大惨事を起こして捜査を逃れようとした。総指揮を村井、現場責任者を井上に命じたとされる。弁護団が主張する井上証言の信憑性に関して、井上が「自己の責任を軽減させるために既に死亡した村井や逃亡中であつた林泰男に一部責任を転嫁し、自己の責任をわい小化する不自然不合理な供述をしている」ものの、リムジン車中の謀議を含めて、計画の諸段階で麻原に指示を仰いでいることは確かであると、他実行犯の証言との整合性から判断された。

1995 年 3 月 20 日午前 8 時頃に、日比谷線秋葉原駅、日比谷線恵比須駅、丸ノ内線御茶ノ水駅、千代田線新御茶ノ水駅、丸ノ内線四ッ谷駅付近の 5 地点でサリンが散布され、12 名が死亡し、14 名のサリン中毒重傷者を含む数千名（全員について証拠調べをする時間的余裕がないので訴因から多数の被害者が外された）が重軽傷をおつた。

最終的に、裁判所が量刑の判断において下した結論は死刑である。その理由の箇所を抜粋しておこう。「13 件の誠に凶悪かつ重大な一連の犯罪は、自分が解脱したものと空想してその旨周囲にも虚言を弄し、被告人に傾倒する多数の取り巻きの者らを得ると、更に自分が神仏にも等しい絶対的な存在である旨その空想を膨らませていき、自ら率いる宗教団体を名乗る集団の勢力の拡大を図り、ついには救済の名の下に日本国を支配しようと考えた、被告人の悪質極まりない空想虚言のもたらしたもので、換言すれば、被告人の自己を顕示し人を支配しようとする欲望の極度の発現の結果であり、多数の生命を奪い、奪おうとした犯行の動機・目的はあまりにもあさましく愚かしい限りというほかなく、極限ともいうべき非難に値する。」

「被告人の犯行によって命を奪われた多数の人々は、あるいは死の恐怖を味あわせられつ絶命させられ、あるいは死への途にあることすら知ることできずに絶命させられ、またサリン中毒症との長期にわたる闘いの果てに絶命させられたのである。将来においてさまざまな出来事や人々と巡り会いさまざまな感動に出会いながら家族、近親者、友人、仲間らとともに精一杯に充実させて生きていくはずであつたその人生をことごとく無惨にも

奪われたその無念さは、余りにも大きく言葉では表現できようはずもない。そして、命を奪われた被害者の遺族らの悲嘆は誠に深くその衝撃は甚大である。その心奥からの精神的苦痛はこれをわずかでもやわらげようとするこすらできようもない。」

「そうであるのに、被告人は、かつて弟子として自分に傾倒していた配下の者らにことごとくその責任を転嫁し、自分の刑事責任を免れようとする態度に終始しているのであり、今ではその現実からも目を背け、閉じこもって隠れているのである。被告人からは、被害者及び遺族らに対する一片の謝罪の言葉も聞くことができない。しかも、被告人は、自分を信じて付き従ったかつての弟子たちを犯罪に巻き込みながら、その責任を語ることもなく、今なおその悪しき影響を残している。」「他方、被告人は幼い頃から視力に障害があり恵まれない生い立ちであった。将来の希望と目的を持ち、妻子とともにその人生を生き抜こうとしてきた時期もあったであろう。被告人の身を案じる者もいることであろう。」

「しかし、これまで述べてきた本件罪質、犯行の回数・規模、その動機・目的、経緯、態様、結果の重大性、社会に与えた影響、被害感情等からすると、本件一連の犯行の淵源であり主謀者である被告人の刑事責任は極めて重大であり、被告人のために酌むべき上記の事情その他一切の事情をできる限り考慮し、かつ、極刑の選択に当たっては最大限慎重な態度で臨むべきであることを考慮しても、被告人に対しては死刑をもって臨む以外に途はない。」

2-4 判決への評価

判決は妥当なものと思われる。教祖の絶対的な指令の下、自己の覚醒と世界救済のために殺人を犯した弟子達は 2 名を除いて全員が死刑である。組織の長として、かつて人類の救済者を名のつたものとして、松本被告の責任の取り方に選択の余地はない。共同謀議に関わりなかったという弁護側の主張は根拠が薄弱であろう。実行犯の弟子達は明確な指示を受けたと法廷で証言している。

もちろん、大方のメディアの反応にあったように、判決に不満が残るものであったことも確かである。警察庁長官への狙撃(註 3)、村井幹部の刺殺等の国内の事件、及び、オウムがロシアで信者を激増させ、武器や化学薬品等の交渉を行った経緯など、未解明の部分は多い。また、メディアで語られる理系エリート、有為の若者がなぜという紋切り型の疑問にも、教団独特の教化方法、支配一服従の関係をもたらした宗教的な構造にも、判決は十分に切り込んではいない。しかし、この裁判が教団犯罪を裁くという目的にあった以上、教祖の有罪判決は、現在も麻原教祖(開祖)を崇拜する教団に社会的責任をいっそう迫るものであろう。松本被告と教団の組織的犯罪に対して最高裁の最終的審判が下るまでさらに数年を要するだろうが、この段階で教団は活動を総括できるのか。

3 麻原判決報道の特徴

3-1 メディア・ソースごとの特徴

今回利用したメディアは新聞・雑誌、インターネット上のサイトである。本来であれば、マスメディアのなかで最も臨場感と切迫感を視聴者に伝えられるテレビ報道を入れるべきであるが、複数のキー局による報道特番やニュースを同時に録画することができないという技術的理由で入れていない。また、報道の回数や時間を局ごとに集計してオウム報道を検証する機会を得ている研究者がいることを知っているのも、その方にテレビ報道は任せたいと考えている。研究者個人が比較的労力をかけずに収集できるソースだけを今回利用しているが、これも、宗教情報リサーチセンター (<http://www.rirc.or.jp/>) のように、日本で刊行されている全国紙・地方紙、週刊誌・月刊誌を網羅的に調べ、記事を切り抜いてデータベース化しているわけではないので、漏れている記事があることは予め断っておきたい。

収集した記事・論考には見出し・要旨を付して巻末に資料としてまとめておいた。

3-1-1 新聞

麻原判決を前に、新聞各社は数ヶ月前から特集班を組み、取材を重ねて紙面を構成している。事件関係者（被害者・遺族、元信者）、警察や弁護士、カルト問題に携わってきたカウンセラー、弁護士、ジャーナリストは限られているので、どの新聞もかなりの程度、同じニュース・ソースに依拠した報道になっている。識者のコメントに工夫が見られるものの、どの分野の専門家にどのような内容を期待してインタビューするかは、新聞ごとにそれほど差はない。特に、判決以後は判決内容と関係者の感想、識者のコメントという構成は各紙とも同じであるので、ここでは、判決前の特集についてのみ、差異を記しておく。

朝日は、「オウムと社会」（18回）と題して、麻原や信者の法廷傍聴記を個人でまとめている降旗賢一が様々な研究分野の識者にインタビューしながら、オウムを生み出した日本社会の病巣をえぐりだそうとした。「教団の精神風景は日本全体に広がっているのではないか」と考えながら、「心の荒野」を見つめたいというエピローグで終わっている。この箇所に関しては、オウムという部分社会を現代日本という全体社会の象徴として考える余り、極端な一般化や敷衍がなされているように思われた。このような問題点を筆者は1996年に指摘したが、その状況はあまり変わっていない（櫻井1996）。特集「傷あと『麻原』判決を前に」（5回）では、関係者の証言を中心に問題が終わっていないことを報じている。

読売は、「裸の教祖 10年目の真実オウム」（12回）という特集において、麻原の個人史を軸に教団の軌跡を事件後の今日まで追っている。比較的客観的な事件史である。また、8年余に及んだ裁判長期化の理由を、特集「誤算の法廷」（3回）で説明している。

毎日、特集「オウム 裁かれる教祖 松本被告判決を前に」（9回）において、救済されていない被害者と拘置所内の実行犯について現状を報告し、遺族や関係者の言でまとめている。そ

して、今後に残された問題を解決するために識者のコメントを「オウム事件を語る」というコラムでまとめている。批判的精神を養えない教育体制を批判する牧太郎のコメントは、サンデー毎日でいち早くオウム批判を展開した毎日らしいまとめであり、陰謀史観をそのまま呑み込むオウム信者の問題点や若者の閉塞感を指摘したのは的確であった。

サンケイは、特集「世紀の裁判『迷走』」(1回)と特集「教祖の罪」(7回)で、捜査・裁判過程の問題点、被害者の現状、及び、実行犯・現信者が今もって教義や教団に拘束されている様子を報じている。

日本経済新聞は、特集「オウム 闇の決算」(9回)において、事件後も被害者の補償が十分進んでいない現状や、長期化する裁判で疲労する遺族、教団に留まる信者をめぐる問題群を指摘している。なぜ、オウム事件が発生したかを問う朝日に対して、日経は解決すべき問題の提示に力点を置いたようである。また、特集「オウム松本被告 27 日判決」で裁判経過を要約している。

東京新聞は、特集「決別 元信者の告白」(5回)という独自の企画を立てた。これは元信者の社会復帰や現役信者の家族の苦悩を通して、オウムの問題点を描こうというものである。また、地下鉄サリン実行犯であった広瀬健一被告の手記(5回)を公開している。総花的になりがちなオウム報道の中で、焦点が定まった好企画であった。オウム事件が日本社会に投げかけた問題は、島蘭進東大教授が「オウム以後の日本人の心」(2回)でまとめている。これに、特集「喪失 被害者たちのオウム事件」(3回)を加えている。

赤旗は、特集「オウム事件 被害者の叫び」(5回)というスタンスで、1990年からオウムと戦いながら地域を守ってきた竹内精一氏(日本共産党上九一色村村議であった)の回顧談からはじめ、被害者と遺族の現状を報告している。

以上が全国紙の報道である。地方紙にも見るべき企画があったと思うが、調査が及ばなかった。判決以後の報道は各社とも判決内容と、それに対する関係者の発言、識者のコメントが主である。スポーツ新聞は、麻原や信者の個人的エピソード、判決を受ける瞬間の態度について好奇心を誘うような書き方で事件を振り返り、判決内容を簡潔に伝えている。

3-1-2 雑誌

2月26日から4月7日までの間に刊行された43誌について、見出し、要旨を資料Ⅱにまとめている。判決前が16誌、判決後が27誌と判決内容に関する記事の方が多い。雑誌記事は新聞記事のような速報性はないので、事件報道というよりも、麻原や信者のエピソード、対談における識者の自由な発言、論考を中心とした読みものが中心である。また、週刊誌と月刊誌の刊行数は、それぞれ36誌と7誌と圧倒的に週刊誌が多い。麻原判決前後の週で対応可能な週刊誌の方が記事を作りやすいのであろう。或いは、麻原判決をきっかけとしてカルト問題を考察する記事や論考が月刊誌に殆どなかったのは、この社会問題がマスメディアのなかで旬をすぎていることの表れであったのかもしれない。実際、オウム報道はおよそ一ヶ月半だけであり、しかも、判決前後の2週間に限定されたものであった。

その後は、オウム問題は全く誌上に登場していない。例外は、麻原の三女が入学を取り消された事件と、オウム関係者 4 名が国松長官狙撃に関わるものとして逮捕された事件だけである。

さて、雑誌記事の内容としては、重複している部分も多いが、麻原・信者・教団関連 (27)、遺族・関係者関連 (3)、捜査・裁判関連 (7)、死刑判決・死刑制度関連 (3)、日本社会論関連 (3) のように分けられる。教祖・信者・教団関係が最も多いのであるが、ケロヨンクラブといわれるグループ (女性信者と子供達) や中田元幹部のグループ (中田が信者達と生業を模索している) に取材しているところが新しいくらいで、スクープ的記事はない。

中川智正被告が巫病をきっかけに入信したという宗教写真家・ジャーナリストの藤田庄市の記事が、一般読者には目新しいものであった。中川の神秘体験に意味を与え、彼に居場所を与えたのがオウムであり、麻原への信仰が霊的呪縛となって入信後わずか 2 ヶ月で坂本弁護士一家殺害に向かわせたという。ここから、藤田は、裁判所は中川の神秘体験、信仰心の有り様を全く考慮に入れることなく (責任能力を問題視することなく)、死刑を宣告したことがどうであったかと問うている。「従来の社会常識、行政の対応、法の解釈や運用では手に負えない現象」に対して、「宗教的確信＝精神呪縛」の問題を迫すべきであるという (藤田、2004)。このような主張は、数名の弟子達の弁護団が主張する「マインド・コントロール」された実行犯の心理に通じるものである。

岡崎一明被告の 200 通の手紙も信者の田口氏、坂本弁護士一家殺害に手を染めた信者の心境を伝えるものであった。彼は 1990 年に教団を脱会した際、麻原から 830 万円を脅し取り、95 年に自首した人物である。教団と麻原を懐かしみ、未だに輪廻転生の観念にすがって東京拘置所で生活しているという (武田、2004:156-165)。

遺族・関係者関連では、拉致された後に麻酔薬をうたれ遺棄致死させられた假谷氏長男が、教団幹部 12 人と教団を相手取り、1 億 2 千間円の損害賠償を求める訴訟を通して、事件の真相を明らかにしようとしていることを報じている (假谷、2004:293-295)。

捜査・裁判関連は、新聞の報道と殆ど同じである。

死刑判決・死刑制度に関わる論議は、雑誌記事ならではのものがあつた。新聞では、死刑判決に関して疑問の余地を挟むものは識者のコメントを含めて皆無であり、死刑以上の刑を望むという遺族の声や、麻原が刑の宣告や重さを感じていないという評価、ひいては 13 事件に対する自身の責任を放棄したかに見える麻原の態度を批判するものが殆どであった。死刑制度や事件の報道そのものについての議論が出されているのは、新聞記事にないものである。ニューズウィーク (3 月 10 日付、日本版) では、『『麻原死刑』が問う日本人の人道度』として、ボストン大学教授メリー・ホワイトが、先進国で死刑制度を温存しているアメリカと日本は人間性と矛盾しない極刑を生み出すべきだとしている。女性セブン (3 月 18 日) は、処刑の実態を週刊誌としては異例な程克明に記し、贖罪の意識は死刑制度から生まれえないという議論を引用しつつも、なお、教祖にこのような形でしか指示の責任を追及できないもどかしさを書いている。

注目すべきは、「死刑文化からの抜け道を求めて」という森達也と鶴飼哲の討議記事と、「国家と死刑-オウムという転換点-」という死刑制度反対運動に従事し、なお1998年まで麻原弁護団に加わっていた安田好弘弁護士のインタビュー記事である。ここでは、前者のみ取り上げたい。森達也はサリン事件後のオウムを教団内部にカメラを持ち込み、「A」「A2」を制作した映画監督である。彼は新聞紙上においても異色の発言をしている。

筆者自身、死刑制度は、冤罪の可能性を完璧に払拭できないこと、凶悪犯罪の抑止力になるという客観的なデータがないこと、終身で収監するよりも執行までの費用が嵩むこと、そして、何よりも誰かが宣告し、執行するという役割を担わざるを得ないという精神的な重さのゆえに、合理的な刑ではないと考えている。おそらくは社会にとって象徴的な意味合いしか持たない刑をなぜ維持していくのかという大きな問いが横たわっている。

しかし、ここではオウム問題との関連に絞って、森の言説をフォローしてみたい。「僕自身、地下鉄サリンのときにも、9.11のときにも、第一報を聞いた時、衝撃と同時に、どこかで自分の中にカタルシスがあったと思うんです。破壊することの魅力。自分の奥底にあるこの危険な意識をきちんと見つめたいとずっと考えています。(森、2004:41)」という言い方に、『現代思想』の読者は考えるところがあるのかもしれない。このカタルシスが何を意味するか定かたではない。現代社会を破壊した後再生したいというオウムの信者が本気で信じていた終末的感覚なのか、或いは、単なる現代社会や自身への欲求不満をつのらせる一部の青年特有の感情なのか。それとも、第三者が他者の不幸を確認することで癒されるという皮肉なのか。

また、被害者感情は死刑によって癒されるのかという文脈では、「被害者遺族の気持ちを僕らは共有などしていない。もし死刑が執行された時に、第三者だから溜飲が落ちるんです。実際の家族は、加害者が死刑になっても癒されることなどけしてない。(森、2004:37)」と語る。報復としての死刑に意味はないことは当然として、被害者・遺族がこのような感情から判決を見守っているのかどうか、よくよく注意すべきではないだろうか。少なくとも、森自身が当事者に確認したわけではないだろう。一般的に被害者の気持ちを共有することは原理的に不可能としても、尊重することはできる。このような被害者・遺族の感情を尊重している一般市民の態度と、単に傍観者としてカーニバル的処刑を待ち望む人々を同一視すべきでもない。しかし、森の発言を見る限り、この区別は曖昧で、市民は総じて後者であるという思いが強いようである。「何ら事件に関係しない第三者が、加害者を吊すことでどこかでカタルシスを得ようとしているんじゃないかという気がしてしょうがない。(森、2004:38)」

従って、このような傍観者的態度で、死刑の必要性を論じることがないように、また、死刑をリアルなものと感じ、責任を分担する方策を論じるのである。執行官を無作為抽出で一般市民から選出するとなれば誰も死刑をやりたがらないだろうというアムネスティの意見や、刑務官に代わって受刑者に向き合う役割を同じく無作為抽出された市民が義務として負うというシステムに森と鶴飼は賛同している。司法や矯正の領域が専門化され、市

民の目から隠されていることの問題点は確かにあるが、一般市民がこのような責務にたえるほど職業生活に余裕はない。ためにする議論という感じが否めない。

総じて、マスメディアや世論において、或いは首相の言においても「死刑は当然」という風潮のなかで、森の発言は勇気あるものだろう。彼自身は麻原の死刑を問題にしているのではなく、日本の世論そのものを問題視している。これは、現代日本社会論に属する論評である。「ここ 8、9 年、オウムを筆頭に社会の敵や異物としてみなされる存在からの視点を自分の中で試みてきました。その過程で一番強く感じるのは、今の日本社会が陥っている危機に対しての過剰反応です。危機感が高揚してきた時に共同体は結束を強め、異物を敵として攻撃します。ところが外敵の侵入を防ぐはずの免役システムは、過剰になると自らを壊し始めるんですよ。」その証拠が、「監視カメラ、住基ネットワーク、有事法制や国益という語彙の氾濫」であるという（森、2004:30）。

未曾有の無差別殺人を犯した宗教団体をなくしてしまえば日本社会から悪が払拭できるという分かりやすい議論を疑い、むしろ、オウムを生み出した日本社会の道義的責任や、どこに根本的な問題があったのかという問題の立て方を好む人は少なくないだろう。この主張は、ニューズウィーク（3月3日日本版）で、リチャード・ガードナーも展開している。

「95年の春から初夏にかけてオウムによる一連の犯罪が発覚すると、日本では社会に原因を求める人が出てきた。事件を起こしたのはオウムなのか社会なのか問われるようになり、教団を声高に非難する人の中からも、オウムは『日本を映す鏡』なのではないかという指摘が出た。だが、まもなく、『カルト集団』や『マインドコントロール』といった紋切り型の表現がオウムについて使われるようになった。さらに事件を語る時に、『被害者』と『加害者』をはっきりと色分けされるようになった。（ガードナー、2004:14）」

日本におけるカルト問題の論評としてはこの通りで、マスメディアに受容されたのは「カルト」や「マインド・コントロール」の概念であり、日本がオウムを生み出したという言説は早々に切り捨てられたとあってよい。これに類した議論は、今回の朝日新聞の特集「オウムと社会」でもなされていたが、倫理的自戒以上の意味はないだろう。学術的にはむしろ、この種の言説こそ、問題を不必要に拡大し、曖昧にする（櫻井、1996）。要点のみ記せば次のようなものである。

第一に、オウムは 1980、90 年代の日本社会が生み出した数多くの社会現象の一部にすぎないという事実は何度でも確認すべきであろう。オウムは日本社会に源を持っていることは間違いないが、それはどこであったのかと因果論的に特定することは不可能である。そのために、いくらでも論者の元来の主張に合わせた「オウムと若者、教育、家族、企業社会、情報・メディア、消費社会論等」の日本社会論が出てくるのである。事実として確認されることは、オウムはカルト視される教団の中においても例外的に無差別大量殺人をはじめとする刑事事件に相当数関与した特殊な教団であり、これを現代宗教として一般化したうえで宗教と社会との関係などを議論することはバランスを欠いている。もちろん、これをもってオウムは宗教ではないという主張をなすものではなく、オウムから現代宗教の

特徴を演繹的に推論することは誤りということを言いたいのである。

第二に、法律論において最もはっきりしているのであるが、不法行為責任は、法的規範に反したか、法律によって保護されるべき他者の権利を侵害した場合に、国家によって個人や集団に負うことが命じられるものである。オウムの教祖と実行犯の信者達は、法に違反したことが判決で明らかにされた。サリン事件や各種の暴力的事件において、彼らは「加害者」であり、数多くの「被害者」が存在することは明白である。森やガードナーは、オウムを断罪することで正義の側に立つようにみえるマスメディアの論調と、法廷で進められている法的手続きを混同している観がある。裁判所は国家の権力によって法的行為をなしているにすぎない。善の立場で悪を懲らしめているわけではない。それを見守る一般市民は、善でも悪でもなく、法律によって保護されるべき立場にあるということだけである。

日本社会が善悪二元論に陥っているというのは極論にすぎるし、オウム問題に限定した話という留保が必要であろう。このような議論は、オウムを生み出した日本社会こそ道義的責任を感じるべきだという倫理的含意と、違法行為をなしていないオウム関係者（現在のアーレフ信者・関係者）に対して、日本社会が不当な差別を行っているという現状認識からなされたものであろう。この点に関しては、アーレフ信者の居住（地方自治体で初期になされた住民票不受理、現在も続く地域住民の反対運動）、進学問題（三女が大学入学拒否された問題）について、次稿で論じる予定である。

第三に、日本社会が異質なものを排除する共同体的なものに変質し、つくる会の教科書採用、首相をはじめとする閣僚の靖国公式参拝等に象徴されるナショナリズムや管理社会化の体制が構築されつつあるという議論と、オウム問題は分けて考えるべきことである。同時代論として抽象化や一般化のレベルをあげることで、オウム問題が歴史認識や社会認識の問題に置き換えられることでどのような益があるというのであろうか。論者や読者の自己満足以外に、具体的な問題解決につながるかどうかこそ、議論すべき事柄であろう。

今回の麻原判決に関わるメディアの報道では、被害者・遺族の現状、及び裁判や事件の経緯等が事実即して報道され、社会論や文化論が横行しなかったのは冷静な対応であったと考えられる。それは1995年から数年間のオウム報道で消費された議論であろうし、その時点から目新しい議論も出てきていないのである。

最後に、一般的な問題として、浅野健一他、メディア報道と人権問題に論陣を張る人々の議論も紹介しておきたい。麻原判決は東京地裁で下されたものであり、既に被告側が控訴したのであるから、東京高裁、最高裁の公判を待って、最終的に判決が出た段階で、麻原個人、教団に対する批判、責任の追及をすべきであるという原則論である。これは、松本サリン事件後、警察の初期捜査をそのままメディアが報道して、犯人扱いされた河野義行氏の経験をふまえた議論である（浅野、2004）。浅野は、メディアこそオウム報道の反省をすべきであり、麻原氏（呼び捨てはできないという）への人格攻撃は許されるべきものではないという。

3-1-3 インターネット

オウム問題やカルト問題に関して、警察の情報を除けば、この問題をフォローしているジャーナリスト、弁護士、オウマーと呼ばれる人々のサイトに新聞や雑誌以上の情報がある。マスメディアはこれらの人々への取材を通して情報を収集しているのである。本稿を執筆するにあたって、上記のサイトで参照したところは多数あり、麻原判決への評価も、一般市民のものも含めて集めたのであるが、集約するには至らなかった。あまりにも膨大な量であり、全てを閲覧できるものでもないので、可能な範囲でそれらを巡回しても感覚的にしか大要をつかめないからである。

また、江川紹子、有田芳生等ジャーナリスト（他にもオウム報道に関わったジャーナリストは多い）、滝本太郎弁護士（オウム脱会信者の自助グループ「カナリヤの会」支援、日本脱カルト協会事務局）のサイト、紀藤正樹弁護士の包括的カルト問題のサイト、或いは、坂本弁護士一家を救う全国弁護士の会のサイト等がある。これらの人々はテレビ、新聞・雑誌のインタビュー、執筆等様々なメディアで発言し、書いている。インターネット上では私的発言に近いものもあり、これをもって判決への評価を代表させることには問題があると考え、特定の箇所の言辞だけを抜き出すことはやめた。

個々の論者に差異はあるが、全体として、8年半近くの公判によって明らかにされた事柄は、オウム事件の全体を解明したという域には達しておらず、麻原教祖が犯行指示を行い、それによって13件の事件が発生したということのみを論証し、相当の刑を宣告したということにとどまるというものである。もとより、判決によってオウム問題が社会的に解決されるものでないことは明らかであり、アーレフはその後も活動を継続している。では、今後、どうしたらよいのかという点に関しては、江川、有田、滝本他、カルト問題に取り組んできたジャーナリスト・弁護士は、アーレフは完全に解散されるべきという見解を持っている。この点は、アーレフ信者であろうと、思想・信条の自由、集団結社形成の自由を認めるべきという人権擁護の論客（先に述べた浅野他）とでは鋭く対立している。もちろん、現実問題として、現在の教団を解散させる権限は国のどの機関も持ち合わせていないし、信者の居住に反対する地域住民の町会や対策協議会が、要望として解散を求めているくらいである。いわゆるカルト視される教団の活動は他者の権利を侵害する蓋然性が高いので制限されるべきものとする立場と、顕在化しない違法性や宗教的異端・社会的逸脱というレッテルをはることを認めない立場との見解の相違については、稿をあらためて論じたいと考える。

4 結論

新聞や雑誌の紙面を分析した上で明らかになったことは次の通りである。

第一に、新聞各紙はオウム事件を教祖の出生から教団形成、一般社会と葛藤する事件までを、関係者の証言を交えながら系統的に事件史をおさえている。遺族・被害者の現状や気持ちを重視した紙面をつくるか、各分野の識者のコメントを使いながら現代社会論としてのおさえにするのかはそれぞれである。しかし、アーレフとして存続しているオウムの後継教団関係者の発言を用いて教団の現状を説明するものは殆どなく、元信者や家族の証言から教団の有り様を記述した。このこと自体、信者に対する評価を含んでおり、彼等は自己や所属する集団に対する客観的な評価を彼らはなしえないという前提がおそらくある。それは、メディアが1995年以降、「カルト」「マインド・コントロール」という概念によって、教団の組織構造と信者の精神構造を説明しようとしてきたことが今も継続されているとみるべきであろう。

第二に、判決の予想、評価は各紙、各雑誌とも一致しており、極刑であった。また、判決への評価も、判決文の中にもあったが、教祖の不幸な生い立ち等を勘案しても、行為の悪質性・残忍性からこれ以外の刑はありえないというものであった。予断は控える、死刑制度自体を問題にした雑誌もあったが、例外的なものである。教祖はともかく、実行犯である弟子達が犯行及び指示を受けたことを認めているので、裁判の経過はともかく、判決それ自体論議を呼ぶものではなかった。そのために、月刊誌レベルでは殆どこの件を取り上げず、死刑制度の是非や勧善懲悪の時代劇を楽しむかのような風潮への警告といった論点しか出せなかったのであろう。結論が見えている議論をやりたくないのが論壇である。

第三に、被害者の回復されない経済的・精神的損害については多くのメディアが言及したが、具体的な解決のための提言をなしたものは少なかった。週刊誌では、麻原裁判に費やした国費と被害に遭った人達の労働災害補償費を比較して、なぜ、加害者が優遇されるのかという議論も見受けられたが、その段階にとどまっていた。正に何の落ち度もない人々が陥れられた理不尽さを社会的にどのように回復するかが、オウム問題では大きな鍵となる。遺族や後遺症を持つ人々への生活・医療保障が優先されなければならないであろうし、サポートする団体（リカバリー・サポート・センター等）が必要である。また、元信者や現役の信者も教団の被害者であるという立場に立てば、信者の家族の会が果たす役割も少なくない。こうした諸団体の地道な活動はあまり紹介されていなかった。

第四に、最終的に現存するアーレフをどう社会が処遇すべきかという問題に関して、明確なビジョンを示したメディアは殆どなかった。これは、アーレフ信者が居住している住居の近隣住民、地域の町会、オウム（アーレフ）対策協議会が数年来進めている、教団解散、信者脱会のスローガンをどのように考えるかという問題でもある。アーレフには観察処分が延長され、公安警察や地元警察が監視を継続しているが、信者の勧誘（各種のセミナー開催）や資金調達（薬事法に違反した商品販売等では7月に信者が逮捕される）は継続されてきた。アーレフが宗教法人として認証されることはおそらくないだろうが、宗教団体としての活動を止める権限は国にはない。信者の居住を拒む権限は自治体にはない。合法的に住居を取得または賃貸すればそこに住めるのは当然である。そうすると、アーレ

フに反対する地域住民の活動を支援する法的根拠はないのである。このような状況があるので、あえて、教団の今後について予測するなり、対処法などを具体的に考察したり、提言したりするメディアがなかったのだらうと思われる。現在、出家 500 余名、在家 700 名強の信者をアーレフは擁しているが、この人達を今後日本社会はどのように遇していくべきなのかが大きな問題として残っている（櫻井、2004a）。

最後に、滝本弁護士がサイト上で述懐していることであるが、オウム問題は 1995 年の地下鉄サリン事件前はあまりにも過小評価され、警察の適切な捜査を含む介入が手遅れになった。それ以後 2、3 年は破防法の適用論議を経て、1999 年団体規制法と被害者救済法という特別立法が成立し、教団は観察処分を受け、教団資産は被害者の救済のために破産財産に組み込まれることになった。このあたりが過大評価の時期であるという。地域の反対運動が最も盛んになったのはこの時期である。そして、この 2、3 年は再び過小評価の時期であり、「麻原開祖」（教団の言い方による）をなお崇拜する教団に危険性の蓋然性は少ないという風潮が少し出てきたりしているという。地域住民の反対運動も風化を恐れているという当事者の声を筆者は聞いている。

この度の麻原判決をめぐって、マスメディアはおよそ一ヶ月半の間、またしても嵐のような報道を繰り返したが、それが過ぎて、再びオウム問題はフォローされなくなっている。しかし、本論で述べたように、オウム問題はなお未解決であるし、この問題をどう捉えるのかという基本的枠組みを構築するに足る調査研究が、まだ宗教社会学では十分行われていないことを最後に付言しておきたい。次の稿では、その点が具体的に展開されよう。

註

註 1 1989-92 年頃にかけて、高名な 3 名の宗教学者がオウム真理教の宗教性を高く評価したことは日本の宗教学にとって不幸なことであった。山折哲雄は日本を代表する仏教学者であり、中沢新一はニューアカデミズムの旗手であったし、島田裕巳は宗教学を一般に分かりやすく解説する若手のホープであった。山折は仏教をはじめ諸宗教に通じ、中沢はチベット仏教を体験的に調査し、島田はヤマギシ会に入会した経験から、教祖と弟子の関係、教団の組織を考えていたことは間違いない。それがなぜ、表向きの顔と裏の顔を見分けるという意味での宗教としての真贋を見誤ってしまったのか？

山折は対談しただけということもあり（山折、1992）、特段の説明はしていない（山折、1996）。1995 年オウム事件直後の夏に北海道大学文学部で開催された講演会においても、この点には触れなかった。中沢は雑誌『プレイボーイ』において、見抜けなかったことを悔いている（中沢 a、1995/4）。島田はオウム報道にゲストコメンテーターとして出続け、ホーリーネームをもらったという根拠のない疑惑騒動や、宗教ジャーナリストからオウムに関与してしまった教え子とその親族への対応の不備を糾弾されて、最終的には、日本女子大学を辞職せざるを得なくなった。その経緯とオウム事件により人生の転換を余儀なく

させられた思いを込めて、2002年に『オウム なぜ宗教はテロリズムを生んだのか』という500頁に及ぶ大著を出した。同書に対する評価は、渡辺学氏の『宗教研究』（332（第76巻第1輯））における同書への書評が正鵠を得ている。

筆者自身はオウム問題に当時関わったわけでもなく、1992年北海道大学の学祭で麻原が講演した際に、北海道大学新聞から講演聴講の感想をもとめられた程度である。麻原には「特段のカリスマを感じなかったし、ロシアで認められたという社会的是認や、自然科学風の実験により宗教実践の正当性を求めようとする中途半端な人物」といった原稿用紙1枚にも満たないコメントを寄せただけである。仮に、三人のようにメディアでオウムを批評する機会を得たとして、当時、適切な評価をなせたとは思わない。しかしながら、いささかの自戒をこめて何が問題であったのかを振り返れば、こんなことではなかったのか。

宗教を教義と儀礼、信仰によって典型的に描く宗教学の枠組みが勝ちすぎていたのではないか。これはオウム事件後に宗教研究者がオウムによる暴力の根元をヴァジラヤーナの教義に求める（検察しかり）ことへの筆者の違和感でもある。教祖や幹部の恣意性や、教義を具体的な生活に適用する際の実践的な信仰（マハームドラーやポアの具体的な実施形態や、さらには信者勧誘・資金調達論の論理など）をあまり見ない傾向が研究者側にあったように思われる。端的に言えば、テキストによって宗教を理解しようという文献学や史学的方法の限界である。その点で、脱会者が告発する「被害」からオウムの資金調達方法や、修行の問題点をフォローしていった江川紹子（江川1991）の調査方法がオウムには適切であったということである。このような研究方法のあり方が反省され、方法論の検討がなされているところである（南山宗教文化研究所編、2002）。

しかし、それに加えて指摘されるべきなのは、研究者の視線のあり方かもしれない。宗教学者は宗教者の方を向き、ジャーナリストは教団に巻き込まれた一般の人々を見ていた。このことは分業とみなすことも可能であるが、宗教研究には社会に対する視線も今後は求められてくるだろう。中沢はこう述べる。「だが私は、善も悪も呑み込むという、宗教の思想家なのである。社会的正義の側にべったりと寄り添って、宗教に関わる犯罪行為を糾弾するだけの、宗教ジャーナリストなどと自称している薄っぺらな連中とは、わけがちがう。（中沢、1995:256）」毒気があってこそその宗教という宗教研究者が共感しそうな言辞ではあるが、やはり、毒気の方向と程度問題には気を遣わなくてはならないだろう。

註2 第二話（1988年10月2日 富士山総本部）「金剛乗の教えというものは、もともとグルというものを絶対的な立場において、そのグルに帰依をすると。そして、自己を空っぽにする努力をすると。その空っぽになった器に、グルの経験、あるいはグルのエネルギー、これをなみなみと満ち溢れさせると。つまり、グルのクローン化をすると。あるいは守護者のクローン化をすると。これがヴァジラヤーナだね。」

註3 国松孝次警察庁長官（当時）銃撃事件で、殺人未遂などの疑いで逮捕されたオウム真理教元信者4人について、東京地検は7月28日、「証拠が乏しく公判維持は困難」として

処分保留のまま釈放した。

参考文献

- 浅野健一、2004、「犯人扱いに反省ないメディア企業」『週間金曜日』3.5号。
- 麻原彰晃、1985、『ザ・超能力秘密の開発法』大和出版。
- 麻原彰晃 a、1986、『生死を超える』大和出版。
- 麻原彰晃 b、1986、『イニシエーション』大和出版。
- 江川紹子、1991、『救世主の野望オウム真理教を追って』教育史料出版会。
- 假谷実、2004、「実行犯との対決」『文藝春秋』4月号、文芸春秋社。
- 武田頼政、2004、「オウム幹部 死刑の淵から届いた200通の手紙」『現代』4月号、講談社。
- 宗教学法人オウム真理教、1994-5、『ヴァジラヤーナコース 教学システム教本』特別総本部第二上九。
- 櫻井義秀、1996、「オウム真理教現象の記述をめぐる一考察—マインド・コントロール言説の批判的検討—」『現代社会学研究』第9号、pp.74-101。
- 櫻井義秀、2004a、「カルト論の構図」『現代社会学研究』北海道社会学会17巻、pp.1-17。
- 櫻井義秀、2004b、「世俗化の限界、政教分離への異論：カルト問題における公共性の課題」島菌進編著『講座宗教 挑戦する宗教』岩波書店、pp.75-103。
- 島田裕巳、1990、「オウム真理教はディズニーランドである」『別冊宝島 いまどきの神さま』114 JICC 出版局、pp.28-45。
- 島田裕巳、2002、『オウム なぜ宗教はテロリズムを生んだのか』トランスビュー。
- 中沢新一、1981、『虹の階梯〜チベット密教の瞑想修行』（ラマ・ケツン・サンポとの共著）、平河出版社。
- 中沢新一、1989、『クレア』12月号（「オウムは反社会的かもしれないが、あらゆる宗教で反社会的でない宗教はない」『SPA!』12/6号（「狂気がなければ宗教じゃない」「神秘体験は本物」「オウムの主張は基本的に間違っていない」『週刊ポスト12月8日号』（「オウム真理教のどこが悪いのか」「顔に似合わずとても高度なことを考えている人」）等。
- 中沢新一、1995a、「宗教学者・中沢新一は死んだ！」『週刊プレイボーイ』4/25号。
- 中沢新一、1995b、「『尊師』のニヒリズム」『イマーゴ オウム真理教の深層』青土社、pp.254-277。
- 南山宗教文化研究所編、2002年、『宗教と社会問題の間—カルト問題を考える—』青弓社、100-118頁。
- 藤田庄市、2004、「彼はなぜ凶悪犯罪を実行したのか」『世界』4月号、岩波書店。
- 森達也、2004、「死刑制度からの抜け道を求めて 鶴飼哲との対談」『現代思想』3月号。青土社。
- 山折哲雄、1992、『別冊太陽 輪廻転生』77 平凡社。

山折哲雄、1996、「日本宗教の世俗化と『オウム真理教』」国際日本文化研究センター『日本文化と宗教』。

渡辺脩、2004、『麻原を死刑にして、それで済むのか？』三五館。

裁判資料

1 平成7年第141号他、殺人・殺人未遂・死体損壊・逮捕監禁致死・武器等製造法違反・殺人予備に関わる松本智津夫被告に対する東京地裁の判決文、2004年2月27日

2 平成7年第141号他、殺人・殺人未遂等被告事件弁論書書面、2003年10月30日

新聞・雑誌資料については、資料集の出典記載の通り

付記

オウム問題に関わる裁判資料等は、滝本太郎弁護士から閲覧の許可を得た。オウム報道関連資料の収集にあたっては、ライターの松本浩美氏から協力を得た。オウム問題を含むカルト問題に対する見解は筆者個人のものであるが、調査の先々で出会った関係者やカルト批判団体関係者の発言に触発されるところが大きかった。記して、御礼を申し上げておきたい。